

## 改定 ST 基準（ST2012）の運用について

平成 24 年 12 月 13 日

### 【海外検査機関の試験成績書（ST 第 3 部関係）の取扱】

今回の改定（ST2012）では ST 第 3 部（化学的安全性）については改定がありませんでしたので、ST 検査への海外 ST 検査機関の試験成績書の受入に関しては、平成 25 年 1 月 1 日以前に実施された「ST2002 第 11 版」による試験成績書も ST2012 による試験成績書と同等に取り扱われます。（ST 検査に受け入れられます。）

### 【表示関係】

#### 1. 会社の「所在地」の文字のサイズ

「会社名」の文字サイズが基準どおりであり、消費者が会社を明確に確認することができるときは、「所在地」（住所）の文字サイズは小さくても良い。（ただし、下限は、概ね 1.5mm 以上とする。）

また、固定電話番号又はフリーダイヤルは、「所在地」として取り扱う。（住所の替りに固定電話番号又はフリーダイヤルを利用できる。ただし、文字の大きさは 7 ポイント・10 級以上とする。）

（参考）

ST 基準 7.1.1(1)は、「会社名、商標、所在地、対象年齢表示、公的基準の適合認証」の文字の大きさは 7 ポイント（JIS 方式）（10 級）以上とするとなっているが、経済主体を確認できる一般的で明確な方法であれば、簡略できるとされている。

なお、「会社名」、「対象年齢」や「公的基準の適合認証」は基準どおりの文字サイズとする。

2. 表示ガイドラインでは、シグナルワード「注意」（10 ポイント・13 級以上）、注意文本文（7 ポイント・10 級以上）が示されているが、これは推奨であることから、それより小さいサイズの文字であっても良い。
3. 「対象年齢等が指定されている警告」については、それが適当な場合には、当該指定年齢等を超える玩具についても警告を表示することが認められる。（例：下記参照）

① 取外し可能な小部品は付いていないが、濫用により小部品が生ずる可能性のある玩具への 7.2.4.1 の警告の表示

- ② 生後 36 ヶ月以上の子供を対象とする玩具への、「18 ヶ月以上 36 ヶ月未満の子供を対象とする玩具に使用されるコードの警告 (7.2.4.4.1) の表示
- ③ 生後 36 ヶ月以上の子供を対象とする玩具への、「生後 36 ヶ月未満の子供を対象とする玩具に使用される電線 (30cm 以上のもの) の警告」(7.2.4.4.3) の表示
- ④ 表示することを推奨されている注意事項を、各社のポリシーやリスクアセスメントにより、警告に格上げして表示する場合

#### 4. 「要求事項」(玩具本体) と「表示」(パッケージ) とで適用する基準が異なる場合の運用方針

経過措置の間は、(継続商品について従来のパッケージをそのまま使用できるようにするなどのために)、玩具本体とパッケージ表示で、適用する基準がそれぞれ異なるケースを認めています。

具体的な運用は次のとおりです。

##### (1) 玩具本体を旧基準、表示 (パッケージ) を新基準で申請の場合

警告等の表示の取扱を「別表」に整理しています。

##### (2) 玩具本体を新基準、表示 (パッケージ) を旧基準で申請する場合

###### ① 継続商品について従来のパッケージをそのまま使用するケースの場合、申請者は申請の備考欄に継続商品である旨と、旧受付番号欄に旧受付番号を申告するものとする。

(なお、表示内容を確認するために改めて旧基準による試験を行うことはないが、新基準での試験結果を踏まえ、可能な範囲内で表示内容を点検する。)

###### ② 新規の商品について「本体は新基準、表示は旧基準」によるケースの場合、新基準での試験結果を踏まえて、表示内容を点検する。

(なお、表示事項に明らかに不足があると考えられるケースについては、当該部分に関して旧基準で試験し確認する。)

#### 【ST 第 2 部 (可燃性) 試験成績書記載事項 (第 6 章 e f g 項) の扱い】

IS08124 第 2 部「可燃性」の「第 6 章 試験成績書の記載事項」については、現在、ISO において同章を削除する方向で改定案が審議されているところですが、当面、ST 基準第 2 部においては次のように取り扱うこととします。

- 1.e)項（試験炎に使用したガスの種類（ブタン又はプロパン）  
ST検査機関で試験炎に使用するガスの種類は「プロパン」とする。  
「ST合格通知」及び「検査結果報告書」へのその旨の記載は省くものとする。
- 2.f)項（合意又はその他による、特に試料の水洗いに関する規定された試験手順からの逸脱）  
試料の水洗いに関し、ST検査機関において、規定の試験方法から逸脱がないときには、「ST合格通知」及び「検査結果報告書」には特段の記載は必要ない。（規定の試験方法からの）逸脱がある場合には、「ST合格通知」の「連絡事項欄」にその内容を記載することとし、「検査結果報告書」には特に記載しない。
- 3.g)項（仮装用衣装又は子供が中に入るよう意図された玩具とともに提供される、洗濯に関する指示の詳細）  
上記玩具に関して、「洗濯に関する指示」があった場合、「添付のあった指示に従って洗濯した」旨を、「ST合格通知」の「連絡事項欄」に記載することとし、「検査結果報告書」には特に記載しない。

別表（玩具本体を旧基準、表示（パッケージ）を新基準で申請する場合の表示の取扱い）

項	警告	対象年齢等	「本体は旧基準・表示は新基準」のケースの表示（警告等）	説明
7.2.4.1	「小部品があります。誤飲・窒息の危険がありますので、3才未満のお子様には絶対に与えないでください。」	3才以上	同左	原則、この警告表示が必要（ちなみに、どの玩具にもこの警告表示を付すことができる。）。（ただし、対象年齢8歳以上で、取外し可能な小部品が無い玩具には、この警告表示がなくても良い。）
7.2.4.2 新	「8才未満のお子様は、膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないように注意してください。窒息などの危険があります。保護者の方が注意することが必要です。膨らませていない風船は、お子様の手の届かないところに置いてください。破れた風船は、すぐにお捨てください。」	全年齢	同左	「風船」の表示を新基準による場合には、必ずこの警告表示を付す。
7.2.4.3	36か月以上対象玩具で、機能上の理由により、必然的に鋭い縁部を含む玩具： [機能的な尖った先端] 「×××は、機能上、尖っていますので危険です。」 [機能的な鋭い縁部] 「×××は、機能上、縁部（エッジ）が鋭くなっていますので、危険です。」	36か月以上	同左（注意表示）	おもちゃの鋏、ピンバッジなどは、左記の警告を付す。 （「デザイン上の機能」については、この警告は使えない。「尖った先端」に係る注意表示は可能。）  （当初から本体・旧基準、表示は新基準で申請するケース） ①「デザイン上の機能的先端」の取扱いを認めるが、その場合、左記と同じ内容の注意表示を表記する。 （表示でリスクをカバーする必要があるため。旧基準でも、「機能的先端に関する注意表示」を求めている。）  （新基準の要求事項で不適合判定を受け旧基準で再申請のケース） ②先端が不合格箇所でない場合、（旧基準の「デザイン上の機能」に戻るものの）、推奨の「尖った先端」注意表示があれば良いものとする。（先端のリスクが低いことから） ③不合格箇所が当該先端であった場合、（旧基準の「デザイン上の機能」に戻るとして）、先端のリスクが高いことから、上記①の扱いとする。
7.2.4.4.1 新	生後18か月以上36か月未満対象玩具に使用されるコードで、220mmを超えるもの： 「生後18か月未満のお子様には絶対に与えないでください。ひもなどで首を絞める危険があります。」	18か月以上 36か月未満	同左	表示を新基準による場合は、この警告を付す。対象年齢を超える玩具にも付すことができる。
7.2.4.4.2	揺りかご、ベビーベッド、乳母車に張り渡して固定するように意図された玩具に使用されるコード： 「吊りひもなどにからまって怪我をすることがないように、お子様がつかり立ちを始めたら玩具を外してください。」	36か月未満	同左	表示を新基準による場合は、この警告を付す。対象年齢を超える玩具にも付すことができる。
7.2.4.4.3 新	生後36か月未満の子供を対象とした玩具に使用される電線（30cm以上のもの） 「電気コードは、首を絞める危険があります。乱暴に遊ばせないでください。」	36か月未満	同左	表示を新基準による場合は、この警告を付す。対象年齢を超える玩具にも付すことができる。

7.2.4.5	凧その他の飛行玩具 「電線、線路、道路、空港などの近くで遊ばないでください。 感電などの事故の危険があります。 また、雷雨時には、使わないでください。」	全年齢	同左	表示を新基準による場合は、この警告を付す。
7.2.4.6	模造保護用品(模造保護ヘルメット等) 「×××は玩具です。保護機能はありませんので、保護具として絶対には使用しないでください。」	全年齢	同左	表示を新基準による場合は、この警告を付す。
7.2.4.7.1	発射体の最大運動エネルギーが0.08Jを超える場合: 「眼又は顔に向けてはいけません。」	全年齢	同左	表示を新基準による場合は、この警告を付す。 なお、「発射体の最大運動エネルギー」にかかわらず全ての発射体付玩具について、同様の義務的注意表示が必要。
7.2.4.7.2	射出機構が、玩具に付属された以外の物体を射出することができる場合: 「付属のXXX以外のものを絶対に発射しないでください。」	全年齢	同左	表示を新基準による場合は、この警告を付す。
7.2.4.8	水上玩具(空気入れビニール玩具に該当するものを除く。) 「お子様の背の立つところでご使用ください。また、必ず保護者の監視のもとで遊ばせてください。」	全年齢	同左	表示を新基準による場合は、この警告を付す。
7.2.4.9 新	液体が入っていますので、冷凍室には入れないでください。	全年齢	同左	表示を新基準による場合は、この警告を付す。
7.2.4.10	「爆発・破裂作用を用いる玩具」が発生する衝撃音の「C特性ピーク音圧レベル(LpCpeak)」が115dBを超える場合: 「耳の近くで使用してはいけません。誤って使用すると、聴覚を損なう恐れがあります。」	全年齢	同左	旧基準の本体の要求事項を満たしている場合は、表示は新基準によるとして、左記の警告は表示しなくても良い。なお、少なくとも注意表示はあることが望ましい。
7.2.4.11	8才以上の子供を意図した磁力/電気実験セット: 「8才未満のお子様には適しません。この製品には小型の磁石が含まれています。磁石を飲み込んだ場合、腸壁を超えてくっつき、深刻な感染症を起こす恐れがあります。万一磁石を飲み込んだ場合には、すぐに医師の診察を受けて下さい。」	8才以上	同左(注意表示)	(当初から本体・旧基準、表示は新基準で申請するケース) ①本体を旧基準に抛ったため、8~14才対象玩具で「小部品かつ磁束指数50以上」の磁石(強力小磁石)が存在する場合に、表示を新基準によるときは、「8才以上の子供を意図した磁力/電気実験セット」の注意表示を表示する(「8才以上の子供を意図した磁力/電気実験セット」の警告内容を準用する)。 (新基準(本体)は8-14才対象玩具について、強力小磁石の使用を認めていないため、論理的帰結として、それらに係る警告事項を規定していない。しかしながら、本体を旧基準に抛り、強力小磁石が存在するケースについては、何らの(警告・注意の)表示が必要であるため、「8才以上の子供を意図した磁力/電気実験セット」の警告内容を準用し、注意表示を行うこととする。)  (新基準の要求事項で不適合判定を受け旧基準で再申請のケース) ②強力小磁石が不合格箇所でない場合、(本体は旧基準に戻るものの強力小磁石のリスクが無いことから)、表示を新基準によるとして警告は無くても良いものとする。 ③不合格箇所が当該強力小磁石であった場合、(本体を旧基準に戻すことで強力小磁石の使用を認められるとして)、リスクをカバーする必要があるため、上記①の扱いとする。(旧基準の表示でも、注意表示が求められていた。)

(注)再申請の際にパッケージの変更を要しないように配慮。